官報
（号外）
発行　内閣府（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告する事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四二）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二八四）

その他告示

○国家公安委員会告示第四十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月十日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

1　名簿記載者公告番号QI―303（サナウッラー・ガファーリー（SANAULLAH GHAFARI）（original script : ثناء الله غفاری））

⑴　変更前

住所　(a)Afghanistan（2021）　(b)Kunduz Afghanistan（previous）

名簿に記載された年月日　2021年12月21日（2024年４月25日に改訂）

⑵　変更後

住所　(a)Afghanistan（2021年）　(b)Kunduz, Afghanistan（以前のもの）

名簿に記載された年月日　2021年12月21日（2024年４月25日及び2026年９月４日に改訂）

2　名簿記載者公告番号QI―308（アブバカ　スワレ（ABUBAKAR SWALLEH））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2025年６月16日（2026年８月14日に改訂）

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE―48）として掲載されているISILに対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は＋963936016952。性別は男性。ID番号：ウガンダ国民IDカードCM920231090NZA。写真はINTERPOL・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2025-47413.

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2025年６月16日（2026年８月14日及び９月４日に改訂）

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE―48）として掲載されているISILに対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は＋963936016952。性別は男性。ID番号：(a)ウガンダID番号CM920231090NZA　(b)ザンビアID番号Z15105123（2020年８月５日発行、1993年５月９日、ザンビアのLusaka生まれのIsaac　Mupeta名義として登録番号102523/29/1を用いて不正に取得された）。写真はINTERPOL・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2025-47413.

○外務省告示第二百八十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第二百七十五号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年九月四日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年九月十日　外務大臣　茂木　敏充